第九号様式(第二十七条関係)

指　定　確　認　検　査　機　関　票 この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指　定　の　番　号	国土交通大臣 地方整備局長(　)第　　号 知事
指定の有効期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
機　関　の　名　称	
主たる事務所の住所	電話番号　　(　　)
代　表　者　氏　名	
業　　務　　区　　域	
指　　定　　区　　分	
取り扱う建築物等	
実施する業務の態様	

備考　1　「指定区分」の欄には、指定確認検査機関が法第77条の24第1項の確認検査員を選任しない場合は、指定区分及びその旨を記載すること。

2　「取り扱う建築物等」の欄には、当該指定確認検査機関が、指定区分のうち、確認検査の業務の範囲として確認検査の業務の対象とする建築物等として確認検査業務規程において定めるものを記載すること。

3　「実施する業務の態様」の欄には、建築確認又は完了検査若しくは中間検査の別を記載すること。

4　標識を事務所において公衆に見やすいように掲示する場合における当該標識の大きさは、縦45cm以上、横35cm以上とすること。